

政策支援融資 創業（開業）・経営承継支援資金要綱

1 目的

この融資制度は、京都市・京都府が実施する各種創業支援策等を活用し、自らの経験や技術を生かして新たな事業化を目指す者等及び円滑な経営承継を図る中小企業者に対して、必要な資金を長期・低利で融通することにより、「ものづくり都市・京都」の活性化を図ることを目的とする。

2 融資対象者

融資対象者は、次に掲げるものとする。（京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となるものに限る。）

(1) 創業（開業）型

次のいずれかに該当するもの。

ア 事業を営んでいない個人で、1箇月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは6箇月以内）に京都市内で新たに事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

イ 事業を営んでいない個人が2箇月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは6箇月以内）に京都市内で新たに中小企業者である会社を設立し、かつ当該会社が事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始した日以後5年を経過していないもの

エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その会社の設立の日以後5年を経過していないもの

オ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに京都市内で中小企業者である会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的計画（創業計画書等）を有するもの

カ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに京都市内で設立した会社（中小企業者に限る。）であって、その会社の設立の日以後5年を経過していないもの

キ 上記ウに規定する創業者であって、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

(2) 事業転換・多角化型

次のいずれかに該当するもの。

ア 現に事業を行っている中小企業者、組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。次において同じ。）等であって、事業転換又は多角化を行おうとするもの

イ 事業転換又は多角化を行った日以後5年を経過していない中小企業者又は組合等

(3) 経営承継一般型

次のいずれかに該当するもの。

- ア 代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条(以下「法第12条」という)第1項に規定する認定を受けた中小企業者(会社)
- イ 先代経営者の死亡又は事業譲渡に起因する経営の承継に伴い、法第12条第1項に規定する認定を受けた中小企業者(個人)
- ウ 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、法第12条第1項第1号イに規定する認定を受けた中小企業者の代表者個人
- エ 経営を承継しようとするものを確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、法第12条第1項第1号ロ又は同項第2号ロに規定する認定を受けた中小企業者(会社又は個人)
- オ 経営を承継しようとするものを確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、法第12条第1項第1号ハに規定する認定を受けた中小企業者(会社)
- カ 経営を承継しようとするものを確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、法第12条第1項第3号に規定する認定を受けた事業を営んでいない個人

(4) 経営承継支援型

次のいずれかに該当するもの。

- ア 公益財団法人京都産業21京都中小企業事業継続・創生支援センターの支援を受けて経営承継計画を策定したもの
- イ 京都府事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて経営承継計画を策定したもの
- ウ 事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定しているもの
- エ 保証協会が取り組む伴走支援を受けて経営承継計画を策定したもの

(5) 経営承継借換型

原則、京都市内で継続して6箇月以上同一事業を営む中小企業者等で、経営承継計画を策定しており、当該計画に実際に着手しているもの。

3 融資対象資金

(1) 創業(開業)型及び事業転換・多角化型

設備資金及び運転資金とする。ただし、新会社設立のための株式(出資持分)取得資金は対象としない。また、借入金債務の決済資金も原則として対象としない。

(2) 経営承継一般型

認定を受けた事由に係る設備資金及び運転資金とする。

(3) 経営承継支援型

設備資金及び運転資金とする。

(4) 経営承継借換型

経営承継計画の実施に必要な設備資金及び運転資金とする。

4 融資条件

(1) 2の(1) 創業(開業)型に該当するもの

- ア 融資限度額 1企業1,500万円以内(創業関連特別保証利用可能額の範囲内)
ただし、以下のいずれかの要件を満たす場合は、1企業3,500万円以内(ただし、(エ)にあつては、取扱金融機関からの独自融資での借入額の範囲内)とする。
- (ア) 別表第一に掲げる起業家育成セミナー等を修了しているもの(修了後3年以内に事業を開始するものに限る。)
 - (イ) 商工会議所、商工会若しくは地域ビジネスサポートセンター(以下「商工会議所等」という。)による開業等のための支援を受けているもの(支援を受けてから3年以内に事業を開始するものに限る。)
 - (ウ) 別表第二に掲げるインキュベート施設等に現に入居しているもの
 - (エ) 事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定しているもの
 - (オ) 京都市・京都府との連携等のもとに保証協会が取り組む伴走支援を受けたもの
 - (カ) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。)により支援を受けたもの
- イ 融資利率 年1.2%(固定金利)
ただし、(エ)にあつては、取扱金融機関の定める固定金利とする。
- ウ 融資期間 10年以内
- エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済
(必要により2年以内の据置期間を認める。)
- オ 保証人・担保 保証協会の創業関連特別保証の付与を条件とし、保証協会に対しては、無担保扱いとする。
保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

(2) 2の(2) 事業転換・多角化型に該当するもの

- ア 融資限度額 1企業2,000万円以内
ただし、保証協会の保証利用可能額(普通保証)の範囲内とする。
- イ 融資利率 年1.2%(固定金利)
- ウ 融資期間 10年以内
- エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済
(必要により2年以内の据置期間を認める。)
- オ 保証人・担保 保証協会の保証付
保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は原則徴求しない。
担保は必要に応じて徴求することとする。

(3) 2の(3) 経営承継一般型に該当するもの

- ア 融資限度額 有担保の場合 2億円以内
無担保の場合 8,000万円以内
ただし、次の特別保証制度の利用可能額の範囲内とする。
2(3)ア及びイ 経営承継関連特別保証
2(3)ウ 特定経営承継関連保証
2(3)エ及びオ 経営承継準備関連特別保証
2(3)カ 特定経営承継準備関連特別保証
- イ 融資利率 年1.2% (固定金利)
- ウ 融資期間 10年以内
- エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済
(必要により2年以内の据置期間を認める。)
- オ 保証人・担保 アの特別保証を付与することを条件とする。
保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、2(3)のうち、
ア及びイでは法人代表者以外の連帯保証人は原則不要、ウでは認定
中小企業者以外の連帯保証人は原則不要、エでは会社の代表者
又は他の中小企業者(会社に限る。)以外の連帯保証人は原則不要、
オでは保証人は不要、カでは他の中小企業者(会社に限る。)以外
の連帯保証人は原則不要とする。
担保は必要に応じて徴求することとする。

(4) 2の(4) 経営承継支援型に該当するもの

- ア 融資限度額 有担保の場合 2億円以内
無担保の場合 8,000万円以内
ただし、保証協会の保証利用可能額(普通保証)の範囲内とする。
なお、2の(4)のウにあつては、取扱金融機関からの独自融資で
の借入額を限度とする。
- イ 融資利率 年1.2% (固定金利)
ただし、2の(4)のウにあつては、取扱金融機関の定める固定金
利とする。
- ウ 融資期間 10年以内
- エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済
(必要により2年以内の据置期間を認める。)
- オ 保証人・担保 保証協会の保証付
保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者
以外の連帯保証人は原則徴求しない。
担保は必要に応じて徴求することとする。

(5) 2の(5) 経営承継借換型に該当するもの

- ア 融資限度額 2億8,000万円以内
ただし、保証協会の保証利用可能額(普通保証)の範囲内とする。
- イ 融資利率 金融機関の所定金利

- ウ 融資期間 10年以内
ただし、特に必要と認められる場合には、20年以内とする。
- エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済
(必要により2年以内の据置期間を認める。)
- オ 保証人・担保 保証協会の保証付
保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
担保は必要に応じて徴求することとする。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

- ア 本制度による融資の相談及び受付機関は、取扱金融機関の本・支店とする。
ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続等を説明する。
- イ 創業計画の充実、円滑な経営承継を図るため、経営支援等の助言・支援等の積極的な活用を図るものとする。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に別表第三に掲げる書類を添付のうえ、取扱金融機関（受付機関）の窓口提出しなければならない。

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し、融資ができるものについては、保証協会と協議したうえで、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行するものとする。

(4) 商工会議所等の経営支援員等による融資実行後の経営支援

経営支援員等は、2の(1)(ただし、4の(1)のアの(エ)及び(オ)を除く)については融資実行から3箇月後に経営に関する支援を行うものとする。

8 その他

- (1) 2の(1)のウ、エ、カ、キ、(2)のイ、(3)、(4)及び(5)に該当する者においては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。
- (4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の創業・経営承継支援融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第一（４－（１）－ア－（ア）関係）

名	称
京おんな塾	
その他市長又は府知事が指定するもの	

別表第二（４－（１）－ア－（イ）関係）

名	称
公益財団法人京都高度技術研究所イノベーション創出コミュニティー創業準備支援ブース	
KRP テクノロジースタートアップ・アクセラレーター	
京大桂ベンチャープラザ	
クリエイション・コア京都御車	
西陣産業創造會館	
京都府女性チャレンジオフィス（京都市内に所在するものに限る）	
その他京都市内に所在するインキュベート施設等で、市長又は知事が指定するもの	

別表第三（6－（2）関係）

共通	<p>I 信用保証委託申込書（保証協会所定）</p> <p>II 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可等を証する書面の写し（原則として保証承諾時までに許認可等を取得すること）</p> <p>III 見積書、売買契約書、建築確認書、賃貸借契約書、家主の改装承諾書、平面図等（設備資金等で該当する場合）</p> <p>IV その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類</p>
----	--

要綱2（1） 創業（開業）型

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会又は商工会議所の確認書（別紙様式1） （ただし、4－（1）－ア－（エ）又は（オ）の場合は不要）
個別	
ア	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 勤務経歴証明書（勤務経歴がある場合、保証協会所定）</p> <p>III 開業届控の写し（保証承諾時までに）</p>
イ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 勤務経歴証明書（勤務経歴がある場合、保証協会所定）</p> <p>III 公証人の認証のある定款の写し</p> <p>IV 株式（出資）払込金保管証明書</p> <p>V 会社設立についての誓約書（保証協会所定）</p>
ウ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業開始後6箇月未満の場合）</p> <p>II 確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>III 試算表等（決算期から6箇月以上経過している場合）</p> <p>IV 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
エ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業開始後6箇月未満の場合）</p> <p>II 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>III 試算表等（決算期から6箇月以上経過している場合）</p> <p>IV 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し（必要に応じ）</p> <p>V 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
オ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し</p> <p>III 株式（出資）払込金保管証明書</p> <p>IV 会社設立についての誓約書（保証協会所定）</p> <p>V 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>VI 試算表等（決算期から6箇月以上経過している場合）</p> <p>VII 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納がない証明書のみで可）</p>
カ	エに同じ

キ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業開始後6箇月未満の場合）</p> <p>II 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>III 試算表等（決算期から6箇月以上経過している場合）</p> <p>IV 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し（必要に応じ）</p> <p>V 開業届控の写し（保証承諾時まで）</p> <p>VI 会社設立創業者が事業の譲渡により事業の全部又は一部を設立会社に承継させたことが客観的に確認できる資料</p> <p>VII 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
任意（融資限度額を3,500万円以内とする場合）	
<p>(ア) 起業家育成セミナー等修了者にあつては、セミナー等の修了証明</p> <p>(イ) 商工会議所等の支援を受けた者にあつては、商工会議所等から発行された支援証明書（別紙様式2）</p> <p>(ウ) インキュベート施設等入居者にあつては、入居審査結果通知書、賃貸借契約書等インキュベート施設等に現に入居していることが確認できる書類</p> <p>(エ) 取扱金融機関からの独自融資での借入が確認できる書類</p> <p>(オ) 保証協会の伴走支援を受けたことが確認できる書類</p> <p>(カ) 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町村長発行の証明書の写し</p>	

要綱2（2）事業転換・多角化型	
ア	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類</p> <p>II 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し</p> <p>III 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>IV 試算表等（決算期から6箇月以上経過している場合）</p> <p>V 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>
イ	<p>I 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業転換・多角化を開始した日から6箇月未満の場合）</p> <p>II 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公証人の認証のある定款の写し</p> <p>III 決算書を添付した確定申告書控（必要に応じ）</p> <p>IV 試算表等（決算期から6箇月以上経過している場合）</p> <p>V 市民税の納税証明書又は課税証明書及び府税の滞納がないことの証明書（事業開始又は会社を設立した日から6箇月以上経過している場合。ただし、申告期限未到来等の理由により市民税の納税証明書及び課税証明書が発行されない場合は府税の滞納のない証明書のみで可）</p>

要綱 2 (3) 経営承継一般型	要綱 2 (4) 経営承継支援型
<p>(共通)</p> <p>I 信用保証委託申込書 (保証協会所定)</p> <p>II 試算表等</p> <p>III 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可等を証する書面の写し</p> <p>IV 原則として、市民税の納税証明書</p> <p>V 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)、定款の写し</p> <p>VI その他受付金融機関又は保証協会が必要と認める書類</p>	
<p>(個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に基づく認定申請書の写し (提出書類の写しを含む) 及び認定書の写し 	<p>(個別)</p> <p>ア 公益財団法人京都産業 2 1 京都中小企業事業継続・創生支援センターの発行する経営承継計画書の写し (別紙様式 3)</p> <p>イ 京都府事業承継・引継ぎ支援センターの発行する経営承継計画書の写し (別紙様式 3)</p> <p>ウ 取扱金融機関からの独自融資での借入が確認出来る書類</p> <p>エ 保証協会の伴走支援を受けたことが確認できる書類</p>

要綱 2 (5) 経営承継借換型
<p>I 信用保証委託申込書 (保証協会所定)</p> <p>II 試算表等</p> <p>III 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可等を証する書面の写し</p> <p>IV 市民税の納税証明書</p> <p>V 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)、定款の写し</p> <p>VI その他受付金融機関又は保証協会が必要と認める書類</p> <p>VII 経営承継計画書 (様式は問わない) 及び当該計画に着手していることの確認資料</p> <p>VIII 必要に応じ経営計画書</p>